複数のサービスの指定有効期間を揃えることの取扱いについて

１．指定更新の原則

木曽広域連合の所管する介護保険サービスの指定を受ける事業者は、原則として６年ごとにその更新を行う必要があります。この申請を行わない場合、指定事業者は有効期間の満了により指定の効力を失います。

２．１つの事業所が複数のサービスについて指定を受けている場合

【これまでの取扱い】

サービス間で指定の開始日（指定有効期間）がずれていると、それぞれのサービスごとに有効期間の満了にあわせて指定の更新を行う必要がありました。

【今後の取扱い】

サービス間で指定の開始日（指定有効期間）がずれていても、いずれかのサービスが指定の更新を行うのにあわせ、指定有効期間が残っているサービスも同時に指定の更新を行う（指定有効期間を揃える）取扱いを可能とします。

【対象となるサービス】

　　　地域密着型通所介護

　・　認知症対応型通所介護　　　と

　　　小規模多機能型居宅介護

　・認知症対応型通所介護　　　　と　介護予防認知症対応型通所介護

　・小規模多機能型居宅介護　　　と　介護予防小規模多機能型居宅介護

　・認知症対応型共同生活介護　　と　介護予防認知症対応型共同生活介護

　・通所型サービス（従前相当）　と　通所型サービスA

　・訪問型サービス（従前相当）　と　訪問型サービスA

通所型サービス（従前相当）

通所型サービスA

３．２以外のサービスで指定有効期間を揃えることについて

　〇同一法人によって運営される複数の事業所の指定更新をあわせて行うことについても、希望があれば上記に準じて取り扱います。

　〇長野県指定のサービスと木曽広域連合指定のサービス（訪問介護事業と訪問型サービス等）の指定有効期間を揃えたい場合は、それぞれの保険者に対してその旨の申し入れを行ってください。

４．複数のサービスの指定更新をあわせて行う場合の手続き

【手続きのタイミング】

指定有効期間を揃えたい複数のサービスのうち、最も有効期間が短いサービスについて指定の更新を行うタイミングで手続きを行います。

【手続き】

以下の書類を用意して、保険者に提出します。

・指定有効期間をあわせて更新する旨の申出書

・それぞれのサービスの指定更新に必要な書類（指定更新申請書及び添付書類）

※保険者が認める一部の例外を除き、書類はサービス別に用意してください。

　例）令和３年３月31日で指定有効期間が満了する地域密着型通所介護と、令和４年３月31日で指定有効期間が満了する通所型サービスAの指定更新をあわせて行う場合。

　　　　→地域密着型通所介護の指定更新申請を行う際（令和３年３月頃）に、通所型サービスAの指定更新申請をあわせて行います。その際には、

　　　　　　・指定有効期間をあわせて更新する旨の申出書

　　　　　　・地域密着型通所介護の指定更新申請書類

　　　　　　・通所型サービスAの指定更新申請書類

　　　　　を全て揃えて保険者へ提出します。